

日火連短信

令和6年3月29日第215号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、インボイス制度に関する周知について下記の協力依頼がありました。
国税当局に対する問合せの多い内容についての解説が公開されていますので、表示されているURLから国税庁のホームページにアクセスして、参考にして頂ければと存じます。

なお、「1. 金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法」の(1)については該当箇所を別添1、(2)については全文を別添2として抜粋してあります。

会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 会長 見上様

平素より大変お世話になっております。

何度も大変恐縮ではございますが、追加でインボイス制度に関する周知等のご協力依頼です。

昨年10月から消費税のインボイス制度が開始され、貴団体におかれましても制度に様々ご対応いただいているところと存じますが、今般、事業者団体等から国税当局に対し、以下の件につきまして、実務を踏まえた取扱いの可否に関する照会が寄せられたようです。

- ① 金融機関で入出金サービスや振込サービスを利用した際の各種手数料に係るインボイスの保存方法
- ② クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

これを受け、国税庁では「お問合せの多いご質問」を更新し、実務面に配慮した取扱いを示したところです。

また、上記①につきましては、動画形式での解説も公表するとともに、電子帳簿保存法（電子取引データ保存）に関する対応につきましても

「電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和6年3月）」を更新してその取扱いを示したところ です。

つきましては、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における対応を的確に進めていただく観点から、周知・広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

1. 金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法

(1) お問い合わせの多いご質問 ※該当箇所は問⑳

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

(2) 動画「3分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」

<https://youtu.be/81RbYU3b7rE>

(3) 【参考・電子帳簿保存法】 お問い合わせの多いご質問（令和6年3月）

※該当箇所は電子取引関係 追2-2

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023011-017.pdf>

2. クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

お問い合わせの多いご質問 ※該当箇所は問㉑

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

経済産業省

産業保安グループ

鉾山・火薬類監理官付

企画調整係長

中條 有香

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565

E-mail：chujo-yuka@meti.go.jp
